

## 船員職業安定法

### 1. 案内情報

手続名	: 船員労務供給事業の許可
手続根拠	: 船員職業安定法第54条
手続対象者	: 労働組合法による労働組合
提出時期	: 事業を開始しようとする前
提出方法	: 船員労務供給許可申請書を2部作成し、当該労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合している旨の関係船員労働委員会証明書、船員労務供給事業を行うことについての総会その他意思決定機関の決議書、組合員の供給に関し、雇用主との間に締結した労働契約書の写し、船員労務供給事業の運営方法の概要
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

### 3. 手続情報

審査基準	: 船員職業安定法事務取扱要領
標準処理期間	:
不服申立方法	: